

令和7年1月
横浜市

確定申告にあたっては、厚生労働省と国税庁の通知に基づき、一定の基準に該当した方については、医師が発行した「おむつ使用証明書」がなくとも、市町村が介護保険法に基づく要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類（以下「確認書」といいます。）により、寝たきり状態にあること、及び失禁への対応としてカテーテルを使用していること又は尿失禁の発生可能性があることが確認できれば、おむつ代が医療費控除の対象として認められています。

横浜市に確認書の交付を希望される方は、次の内容をご確認いただき、**要介護認定を受けた区福祉保健センター高齢・障害支援課**にお申し込みください。

1 確認書の対象となる方

(1) おむつ代について医療費控除を受けるのが1年目である方は、次のア～エの全てに該当する方が対象です。

ア 介護保険の要介護認定を横浜市内のいずれかの区で受けている又は受けたことがあること。

イ おむつを使用した当該年に現に受けていた要介護認定及び当該要介護認定を含む複数の要介護認定（有効期間が連続しているものに限る。）で、それらの有効期間（当該年以降のものに限る。）を合算して6か月以上となるものの審査に当たり作成された主治医意見書（当該複数の認定に係る全てのもの）があること。

ウ 当該主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」の記載がB1、B2、C1又はC2（寝たきり）のいずれかに該当していること。

エ 当該主治医意見書において「失禁への対応」として「カテーテル」又は「尿失禁」の項目にチェックがあること。

(2) おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方は、次のア～エの全てに該当する方が対象です。

ア 介護保険の要介護認定を横浜市内のいずれかの区で受けている又は受けたことがあること。

イ その際に使用した主治医意見書の作成年月日が、医療費控除の適用対象となる当該年中に該当していること。ただし、当該年に主治医意見書が作成されていない場合は、当該年に現に受けていた要介護認定の審査に当たり作成されたもので、その有効期間が13か月以上であること。

ウ 当該主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」の記載がB1、B2、C1又はC2（寝たきり）のいずれかに該当していること。

エ 当該主治医意見書において「失禁への対応」として「カテーテル」又は「尿失禁」の項目にチェックがあること。

※ 要件に該当するかどうかを事前に区福祉保健センター高齢・障害支援課へお問い合わせください。

※ おむつを使用した当該年の途中におむつ使用者が死亡した場合、上記要件を満たすときは、死亡日までにご利用したおむつ代は医療費控除の対象となります。

※ おむつを使用されている方の介護保険被保険者証に記載されている住所が横浜市以外の市町村の場合や、市外からの転入により前住所地の要介護認定をそのまま受けているなど、横浜市が主治医意見書を保有していない場合は、横浜市が確認書を交付することはできませんので、あらかじめご了承ください。

2 交付申請

交付申請の概要は次のとおりです。

申請先	おむつを使用されている方が 要介護認定を受けた区福祉保健センター高齢・障害支援課
必要な書類等	(1) 申請書（区福祉保健センター高齢・障害支援課内にございます。） (2) おむつを利用されている方の介護保険被保険者証 （申請書に「被保険者番号」をご記入いただきますので必要です。） ※窓口に来られる方が対象者ご本人でない場合 窓口に来られる方のご本人確認ができる書類をお持ちください。また、委任状等が必要になる場合がありますので、区福祉保健センター高齢・障害支援課にお問い合わせください。

その他交付に関しては、**要介護認定を受けた区福祉保健センター高齢・障害支援課**にお問い合わせください。

（裏面もご覧ください）

医療費控除に関する注意点

確認書の交付が受けられない場合でも、次の要件の全てを満たしている方については、医師が作成した「おむつ使用証明書」を税務署に提出することにより、医療費控除を受けることができます。

①	「所得税を課税（源泉徴収等）されている方」又は「その方と生計を一にする親族（同居・別居を問いません）」が大人用おむつを使用されていること。
②	①の方の医療費（おむつ代を含む）が、健康保険や生命保険等で補填された金額を除き、年10万円を超過（※）していること。 ※ 所得が200万円未満の方は、所得の合計額の5%を超えていること ※ 使用した金額を証明するため領収書が必要です
③	おむつを利用されている方が、医師の診断により ・ 傷病によりおおむね6か月以上にわたり寝たきり状態にあると認められること。 ・ 当該傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められること。

詳しくは、税務署にお問い合わせください。

3 お問合せ先

■ 各区福祉保健センター高齢・障害支援課

（おむつ代に係る医療費控除のための「確認書」の交付について）

居住区	電話番号	居住区	電話番号	居住区	電話番号
鶴見	045-510-1770	保土ヶ谷	045-334-6394	青葉	045-978-2479
神奈川	045-411-7098	旭	045-954-6061	都筑	045-948-2313
西	045-320-8410	磯子	045-750-2494	戸塚	045-866-8452
中	045-224-8163	金沢	045-788-7868	栄	045-894-8547
南	045-341-1136	港北	045-540-2325	泉	045-800-2436
港南	045-847-8495	緑	045-930-2315	瀬谷	045-367-5714

■ 税務署（医療費控除の申告について）

税務署名	居住区（対象区）	電話番号
鶴見税務署	鶴見	045-521-7141
横浜中税務署	西・中	045-651-1321
保土ヶ谷税務署	保土ヶ谷・旭・瀬谷	045-331-1281
横浜南税務署	南・磯子・金沢・港南	045-789-3731
神奈川税務署	神奈川・港北	045-544-0141
戸塚税務署	戸塚・栄・泉	045-863-0011
緑税務署	緑・青葉・都筑	045-972-7771